

# 令和7年 第1回美瑛町農業委員会総会 議 事 録

1 会 議 名	令和7年 第1回 美瑛町農業委員会総会			
2 会 議 の 日 時	令和 7年 1月27日 (月) 午後4時00分～午後4時23分			
3 会 議 の 場 所	役場4階 委員会室			
4 会議の出席委員 (14名)	1 番	打 田 佳 史	2 番	荒 川 博 彦
	3 番	喜 多 順 一	4 番	平 間 初 美
	5 番	成 田 敦 志	6 番	村 上 聡 和
	7 番	森 平 敏 文	8 番	浦 島 貴 之
	9 番	有 富 友 昭	10 番	大 場 男
	11 番	長 谷 川 宏		
	13 番	谷 口 学	14 番	上 村 昌 規
	15 番	只 野 透		
5 欠席委員 (1名)	12 番	佐 藤 千 代 志		
6 議事日程				
日程第1 総会会期の決定について				
日程第2 議事録署名委員の指名について				
日程第3 諸般の報告について				
日程第4 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について				
日程第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (所有権移転)				
日程第6 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について (使用貸借)				
日程第7 議案第3号 農用地利用集積計画 (案) について (令和7年1月30日公告予定分)				
7 事 務 局	事務局長 栗 原 行 可 係 長 佐 藤 衡 一			

美 瑛 町 農 業 委 員 会

- 事務局長 只今から、令和7年第1回美瑛町農業委員会総会を開会致します。  
本日の会議には、12番、佐藤委員から欠席の届出が提出されております。  
よって、本日の会議の出席委員は14名で、会議規則第7条の規定による過半数を満たしており、本総会が成立していることを、ご報告いたします。  
これより、町民憲章の朗唱を行います。ご起立願います。  
美瑛町町民憲章。私たちは美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じ、この憲章を掲げてその実践に努めましょう。  
一つ、心もからだもすこやかに、りっぱにつとめをはたしましょう。  
一つ、互いにむつみ話しあい、楽しい家庭をつくりましょう。  
一つ、きまりを守り助けあい、明るい社会をつくりましょう。  
一つ、自然を愛し文化をたかめ、豊かな郷土をつくりましょう。ご着席願います。
- 事務局長 開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。
- 只野会長 皆さん大変ご苦労さまです。昼から農業者年金協議会の総会、そして年金についての研修会と長時間にわたって大変ご苦労さまでした。引き続き総会が始まるわけですが、時間内に終わらせたいと思いますので、皆様のご協力よろしく願いして、挨拶といたします。
- 事務局長 それでは、会議規則第4条の規定により、議事の進行は只野会長にお願いいたします。
- 議長 これより、会議を開きます。本日の議事日程は、印刷物で配布のとおりです。
- 議長 日程第1、総会会期の決定についての件を議題とします。本総会の会期は、本日、1日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。  
【なしの声】
- 議長 異議なしと認めます。本日の総会の会期は、本日1日限りに決定いたしました。
- 議長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、5番、成田委員、11番、長谷川委員を指名いたします。

○議 長 日程第3、諸般の報告を行います。事務局から報告をお願いします。

○事務局長 諸般の報告をいたします。  
1番、令和6年12月2日、令和6年第11回美瑛町農業委員会総会を開催し、会長外14委員が出席しております。  
2番、同じく12月2日、令和6年農友会定期総会を開催し、会長外14委員が出席しております。  
3番、翌12月3日、令和6年度 地区別農業委員等研修会が開催され、会長外12委員が出席しております。  
4番、12月6日、令和6年度美瑛町農業者年金巡回相談会を開催し、23名の待機者の参加があり会長外4委員が出席、参加しております。  
5番、12月12日～13日、美瑛町議会第7回定例会が開催され、会長が出席しております。  
6番、12月18日、令和6年度市町村農業委員会活動強化研修会が開催され、幹事長外3委員が出席しております。  
7番、翌12月19日、令和6年度全道農業者年金研究会が開催され、振興対策部会長外5委員が出席しております。  
8番、令和7年1月6日、令和7年美瑛町新年交礼会が開催され、会長外12委員が出席しております。  
9番、1月16日、令和7年第1回 美瑛町立病院運営審議会が開催され、会長職務代理が出席しております。  
10番、1月24日、美瑛町議会第1回臨時会が開催され、会長が出席しております。  
以上です。

○議 長 これで、諸般の報告を終わります。

○議 長 次に日程第4、報告第1号、農地法第18条第6号の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、番号1番から番号4番までの件について、一括して事務局から報告をお願いします。

○事務局 はい、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてでございます。  
農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約通知のありました貸主、XXXXXXXXXX、借主、XXXXXXXXXX、外3件について報告をいたします。  
番号1番から番号4番までの全件につきまして、この後、議案の中で売買、賃貸の更新新規等になるための一時的な解約となった案件となっております。  
今回提出された4案件につきましては、通知書の内容記載等を確認したところ、土地引渡し6か月以内の書面合意となって

おり、農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされているため、賃貸借の解約が成立していることをここに報告いたします。以上です。

- 議 長 只今の報告第1号、番号1番から番号4番までの件について、発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議 長 発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

- 議 長 次に日程第5、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について所有権移転の件を議題とします。  
議案第2号、番号1番の件について、審議いたしますので事務局から説明をお願いします。

- 事務局 はい、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権は許可申請について所有権移転申請でございます。農地法3条の規定による農地の所有権移転申請のありました譲渡人、■■■■さん、譲受人、■■■■さん1件の許可の可否について審議を求めます。なお、議案第1号で審議頂く1案件につきまして農地法3条の第2項各号には該当しないため、要件を満たしていると思われま。す。  
番号1番でございます。売買による所有権移転申請となっております。申請箇所はJR美瑛駅から■■に約7.9キロの箇所となっております。土地の諸表示等詳細につきましては議案の2ページのほうをご確認ください。以上で説明を終わります。

- 議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。

- 委員 はい、ただいま事務局の説明のとおりです。この土地については、この後審議のある議案第3号の■■番、■■■■さんと■■■■さんの件の土地に付随する隣接する土地で、ほかの土地とちょっと条件が違い一緒にならないので、このような方法となりました。特に問題ないと思っております。以上です。

- 議 長 ありがとうございます。  
これより議案第2号、番号1番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第2号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

- 議 長 次に日程第6、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について使用貸借の件を議題とします。  
議案第2号、番号1番の件については、■■■番、■■■委員が直接の利害関係にある案件と認められますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、■■■委員の退席をお願いいたします。

【■■■委員退席】

- 議 長 それでは、議案第2号、番号1番の件について、審議しますので事務局から説明をお願いします。

- 事務局 はい、議案第2号、農地法3条の規定による許可申請について使用貸借の件でございます。農地法第3条の規定による農地の使用貸借権の設定の申請のありました貸主、■■■さん、借主、■■■さん外4件の可否について審議を求めるものです。

議案第2号で審議頂く5案件でございますが、農地法の3条第2項の該当しないため、要件を満たしていると思われま

す。それでは番号の1番になります。経営移譲に伴う使用貸借権の設定の申請となっております。申請箇所はJR美瑛駅から■■■に約8.5キロの箇所で、許可期間は、許可日から30年間となっております。土地表示等詳細につきましては議案3ページと4ページをご確認ください。以上で説明を終わります。

- 議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員の■■■委員が退席しているため、私の方から補足説明をいたします。

- 会 長 この件については、■■■さんから息子さんの■■■さんへ経営移譲するというこの案件でございます。何ら問題ないかと思われま

- す。これより議案第2号、番号1番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第3号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

- 議 長 ■■■委員の入場を認めます。

【■■■委員入場】

- 議 長 ■■■委員にお知らせいたします。本件は、原案どおり決定されましたことをお知らせいたします。

- 議 長 続いて、議案第2号、番号2番については、審議いたしますので事務局から説明をお願いします。

- 事務局 はい、番号2番でございます。経営移譲に伴う使用貸借権設定の申請になってございます。申請箇所はJR美瑛駅から■■■に約1.8キロの箇所で、期間は許可日から30年間となっております。土地表示等詳細につきましては議案5ページのほうをご確認ください。以上で説明を終わります。

- 議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■委員から補足説明をお願いします。

- 委員 はい、■■■さんの息子の■■■君は誠実な好青年でありまして、Uターンということもありますが、地域の役員もこなしておられますし、何ら問題ないと思います。どうぞよろしく願います。

- 議 長 ありがとうございました。  
これより議案第2号、番号2番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第2号、番号2番の件について、原案どおり決定するこ

とに賛成の方は、挙手願います。

**【全員挙手】**

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 続いて、議案第2号、番号3番の件について審議いたしますので事務局から説明をお願いします。
- 事務局 はい。番号3番でございます。番号3番につきましては、法人から個人への使用貸借権設定の申請となっております。  
申請箇所はJR美瑛駅から■■■■に約8.8キロの箇所で、期間は許可日から20年間となっております。土地表示等詳細につきましては、議案6ページのほうをご確認ください。  
以上で説明を終わります。
- 議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。
- 委員 はい。ただいま事務局から説明のあったとおりです。  
■■■■君は、■■■■の構成員でもあり、自分の持つ土地のすぐそばの土地なので、今回賃貸することになりました。何ら問題がないと思いますので、よろしく願いいたします。
- 議 長 ありがとうございます。  
これより議案第2号、番号3番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

**【なしの声】**

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第2号、番号3番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

**【全員挙手】**

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 続いて、議案第2号、番号4番の件について審議いたしますので事務局から説明をお願いします。
- 事務局 はい、番号4番です。4番は経営移譲に伴う使用貸借の権利設定となっております。申請箇所はJR美瑛駅から■■■■に約

8.4 キロの箇所、期間は許可日から 30 年間となっております。土地の表示等詳細につきましては議案 7 ページをご確認ください。以上で説明を終わります。

○議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。

○■■■■委員 はい、ただいま事務局から説明のあったとおりでございます。息子さんの■■■■君は農大卒業後、実家のほうで非常に研究熱心で、地元でも見本になるような農業経営をなさっております。何ら問題なく思っておりますのでよろしくをお願いします。

○議 長 ありがとうございます。  
これより議案第 2 号、番号 4 番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第 2 号、番号 4 番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 続いて、議案第 2 号、番号 5 番の件について審議いたしますので事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい、番号 5 番です。番号 5 番につきましても経営移譲に伴う使用貸借権利設定の申請でございます。申請箇所は J R 美瑛駅から■■■■に約 3.6 キロの箇所、許可期間は許可日から 20 年間となっております。土地表示等詳細につきましては議案 7 ページをご確認ください。以上で説明を終わります。

○議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。

○■■■■委員 はい、ただいま事務局の説明のとおりです。経営移譲に伴う使用貸借ということで、特に問題ないと思っております。以上です。



- 議 長 ありがとうございます。  
これより議案第3号、番号6番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第2号、番号5番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

- 議 長 次に、日程第7、議案第3号、農用地利用集積計画、案について、令和7年1月30日公告予定分の件を議題とします。  
議案第3号、番号1番の件については、■番、■委員が直接の利害関係にある案件と認められますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、■委員の退席をお願いいたします。

【■委員退席】

- 議 長 それでは、議案第3号、番号1番の件について、審議いたしますので事務局から説明をお願いします。

- 事務局 はい、議案第3号、農地利用集積計画案について、令和7年第1回令和7年1月30日公告予定分でございます。  
■さん外18件、改善組合了承済みから利用権の設定等、所有権の移転11件、賃貸8件について申出がありましたので、農業経営基盤強化促進法附則、令和4年5月27日法律第56号、第5条第1項の規定による農地利用集積計画案について審議をお願いするものでございます。  
番号1番です。番号1番につきましては、所有地処分によるものでございます。以上で説明終わります。

- 議 長 これより、議案第3号、番号1番の件について質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。

議案第3号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 ■■■委員の入場を認めます。

【■■■委員入場】

○議 長 ■■■委員にお知らせいたします。本件は、原案どおり決定されましたことをお知らせいたします。

○議 長 続いて、議案第3号、番号2番から番号19番までの件について、一括して審議いたしますので事務局の説明をお願いいたします。

○事務局 はい、それでは引き続き説明をさせていただきます。  
番号は少し飛びますが、番号2番、3番、4番、9番、10番につきましては、所有地処分に伴う売買となっております。

番号5番、6番、7番につきましては、離農に伴う所有地処分となっております。

番号8番、11番は相互の農地の売買となっております。

番号12番から番号17番につきましては、新規の賃貸、

番号18番は賃貸の更新となっております。

最後でございますが19番につきましては、保有合理化に伴う賃貸の開始となっているものでございます。

以上、設定を受ける者、19件、16名、3法人。設定をする者、19件、18名、1法人。田44筆266,913平米、畑71筆401,976平米、計115筆668,889平米です。

以上で説明を終わります。

○議 長 これより、議案第3号、番号2番から番号19番までの件について質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
それでは、採決いたします。

議案第3号、番号2番から番号19番までの件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

- 議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議長 以上で、本日の議案の審議及び報告事項は、すべて終了いたしました。  
以上をもちまして、令和7年、第1回美瑛町農業委員会総会を閉会いたします。  
ご苦労さまでした。

この議事内容は、重複した言葉づかいや明らかな言い直しがあつたもの等を整理した上で、総会の顛末として相違ないことを証するため、下記、署名捺印する。

令和7年1月27日

美瑛町農業委員会長

只 野 透

美瑛町農業委員

成 田 敦 志

美瑛町農業委員

長谷川 宏